

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告

昭和三十一年度に係る小鹿県営発電建設事務所
の定期監査の結果公表

目 次

監 査 公 告

鳥取県監査公告第四百十九号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る小鹿県営発電建設事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年七月二十八日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

監 査 箇 所

執行年月日

小鹿県営発電建設事務所

昭和三十一年六月二十八日

小鹿県営発電建設事務所

昭和三十一年六月二十八日
監査

監査委員

松 本 利 治

同

山 本 四 郎

監査概況

小鹿発電建設事業は、幡郷発電（昭和二十八年三月操業開始）に引続き、東伯郡三朝町中津地内にダム建設を行い、これより取水し、神倉部落で第一発電を行い更にこれを導水し、三朝、砂原部落に第二発電所を設置すべき計画を樹て、昭和二十八年度から継続事業として十億六千余万円の巨額な事業費をもつて着手している。今回の監査は、その全体計画の中、本年度工事（第一発電関係）の施工状況、特に第一発電建設工事は、明年三月をもつて完成の予定であるので現在の進行状況、並びに今後の

見透し等について実施した。その結果本年度事業費は、一億八千万円の建設資金を受け本格的建設の段階に入り堰堤築造、水路工、軌道改修等施工に努力し、中でも堰堤築造は予定通り進捗していたが水路工事は、圧力隧道である関係上、工法に慎重を期するのと、季節的影響もあつて、工事が若干遅延し完成期(三十一、一〇、末)が危惧されるほか概ね順調に進捗していたものと認めた。殊に本建設事業は十億を要する県政史上の大規模県営事業であつて当局においても事業の完成を期するため、昭和二十九年五月には、現地(神倉)に建設事務所を更に昭和三十年五月には本庁に電源開発局を設置し鋭意努力されている処であるが、明年四月には第一発電(最大出力三、六二〇KW)を、更に昭和三十一年四月には、第二発電(四、三二〇KW)の操業開始の運びとなる予定であるので関係当局は、今後の事業推進に当つて全力を傾注し鋭意努力を致されんことを望む次第である。なお現地における建設事務所長以下職員の日夜兼行の勤務に対しその労を多とする。

次に建設事業費の概要、並びに工事施工上留意すべき事項の主なものを掲記する。

一 建設事業費の概要

単位千円

	第一発電所分	公共事業分	備考
事業費	五五〇、〇五九	二七、六〇〇	
二十八年	一三、〇〇〇	九、〇〇〇	
二十九年	一六、六〇三	二、二五五	
三十年	一六、六〇三	七、七三三	
三十一年度見込	(五四、七三三) (五四、七三三)	(八、四四〇) (八、四四〇)	() 内は今後の予定
小計	一八五、三三五	一九、一〇〇	
事業費 第二発電所分			
三十一年	(四九、六〇〇)		
三十二年	(三六、四三〇)		
小計	(八六、〇三〇)		
合計	一、〇六五、三六九	二七、六〇〇	一、〇九二、九六九

二 工事の施工監督並びに工程について次の点特に留意された。

1 中津堰堤軌道附替工事二期(請負額六、七〇五、二九九)

延長 一、〇九八、八米 進捗率 九〇%
(着工 三〇、九、二〇)
(工期 三三、三、三一)

2 軌道改修工事第三区(請負額五、一六六、一四七)

延長 一、〇三九、四米 進捗率 八%
(着工 三〇、一〇、五)
(工期 三三、三、三一)

前記二工事は冬期雪積のため工事が著しく遅延し年度内未完了とし鋭意工事中であつたが、交通及び他工費用資材運搬等に支障を来すので早期完了に努めること。

3 軌道改修工事第二区

(請負額 七、三〇二、五一四)
(内繰越額 三、七七二、五一四)
延長 一、〇九八、八米 進捗率 九〇%
(着工 三〇、一〇、五)
(工期 三三、三、三一)

本工事は一部通次繰越措置をとり工事中であつたが工期が六月二十日までであるにもかかわらず工事は監査当

日約九〇%の進捗率であつたので早期完成に努めること。

4 水路工事第一区

(請負額 四五、四五〇、〇〇〇)
(内繰越額 三三、七一〇、〇〇〇)
延長 圧力隧道 一、三三一、〇米 進捗率 一〇%
取水支線 五四〇、〇米

5 水路工事第二区

(請負額 三八、〇〇〇、〇〇〇)
(内繰越額 二七、七九〇、〇〇〇)
延長 圧力隧道 九六六、〇米 進捗率 一〇%
取水支線 七五五、〇米

前記水路工事の工期は、本年十月末日までであつて昨年十二月二日着工し冬期間準備工とし本格的隧道くつ、さく、工事は五月頃から着工し、監査当日進捗率は幹線において全体の一〇%程度であり現地の状況及び冬季雪積間を考慮するときは是非とも年内の完工を期せなければ到底四月操業の計画は困難であると危惧される状況であつたので業者の提出する日報その他工事の実施工程に慎重検討を加え更に施工監督の万全を期し早

期完成に努められたい。

三 経理出納事務は、需要経費の一部を常時資金前渡し、出納せしめているほか本庁扱いであり、前渡を受けた資金の出納経理は適正と認めたが前渡金に、更に若干の幅をもたせ現地の便に供することが適当と認めた。